

社会福祉法人大野福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大野福社会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 常勤役員とは、役員のうち週4日以上勤務する者をいう。

3 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。

(理事会及び評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 非常勤役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。なお、常勤役員に対して出席報酬は支給しない。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

3 監事及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬及び交通費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び交通費はこれを支払わないものとする。

なお、外部委員とは、評議員選任・解任委員会の構成員である。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 常勤役員の業務報酬については別表2により支給できる。

2 非常勤役員が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び交通費を支払うことができる。

(報酬等の支給日及び支給方法)

第5条 常勤役員の報酬は、月額をもって支給するものとし、毎月25日に現金または本人の指定する本人名義の口座への振込みにて支払うものとする。

2 非常勤役員及び評議員、外部委員の報酬は、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席等、その都度定額を現金で支払うものとする。また、交通費はその都度申請された額を現金で支給する。

3 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費を支給することができる。

交通費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)
実 費	実 費	10,000 円 (源泉徴収後の手 取り)

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(旅費とは交通費、宿泊費をさすものとする。)

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては本規程に基づく役員等報酬は支給しないものとする。

附 則

この規程は、令和 4年 6月 17 日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	交通費	備 考
理事会及び評議員会出席報酬等（日額）	10,000 円 （源泉徴収後の手 取り額）	実費	
評議員選任・解任委員会の出席報酬等 （日額）	10,000 円 （源泉徴収後の手 取り額）	実費	

別表 2

名 称	報 酬	交通費	備 考
常勤役員業務報酬等（月額）	100,000 円		
非常勤役員 及び評議員業務報酬等（日額）	10,000 円 （源泉徴収後の手 取り額）	実費	
監事監査指導報酬等（日額）	10,000 円 （源泉徴収後の手 取り額）	実費	